

岐阜県公報

第二千九百五十二号
平成三十年六月五日

(火曜日)

目 次

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更
(航空宇宙産業課) 三五五^ハ
 保安林の解除をしようとする旨の通知
(治 山 課) 三五五
 保安林に指定する予定である旨の通知
(同) 三五六
 道路の区域変更
(道路維持課) 三五六

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表
(監 査 委 員) 三五七

公 示

基本測量の実施
(用 地 課) 三六〇
 公共測量の実施
(同) 三六〇
 土地改良区役員の退任及び就任
(西濃農林事務所) 三六〇

告 示

岐阜県告示第二百九十六号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。
 平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定		指 定 有 効 期 限	
		年 月 日	変 更 前	変 更 後	
ナフテスコ株式会社	東京都千代田区平河町二丁目七番九号	平成二六・三・二三	平成三〇・三・二三	平成三〇・三・二三	

岐阜県告示第二百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市清見町江黒字小坂ノ上八九九の一、八九九の六、八九九の七

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

多治見市高田町岩曾根二二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日中山字加伊登二二五六、二二五七、字下河戸二二九一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
-------	-----	-----	---------------------	---------------------	---------------	-----

県道	神打保線 停車場岡線	飛騨市神岡町殿字保木平 一六七八番一地从先から 一同市同町同字同 一六八〇番一地从先まで	前	七〇 一三八	五・五
後	一九 六三・六				五・五

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年六月五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
 岐阜県監査委員 太 田 維 久
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C			
					計	計	計
団 体	指導事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	2 0 0	0 — —	1 — —	1 — —	1 — —
	計	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	2 5 3	0 1 1	— — —	1 2 2	1 2 0
	計	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	12 1 0	4 0 —	5 1 —	5 1 —	3 0 —
所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	1 0 0	— — —	— — —	— — —	— — —
	計	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	1 1 2	0 0 1	— — —	1 0 1	0 1 0
	計	出資・出捐団体 補助金等交付団体 指 定 管 理 者	5 2 2	3 2 2	— — —	1 0 0	1 0 0
合 計			21	7		9	5

※平成30年5月1日に知事から通知があったもの
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項
 ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置
(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成 28 年度の財務諸表において、看護職員宿舍用地売却に係る収益については、キヤッシュ・フロー計算書に「有形固定資産の売却による収入」と表示すべきところ「手数料収入」としており、前年度指摘したにもかかわらず、適切に表示されていないから、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。二期連続であることを踏まえ、決算書のチェックリストを見直し、会計処理上注意が必要な項目として、資産の取得及び売却について適正な科目で計上することを確認できるようにした。 今後は、複数の職員でチェックリストに基づき確認を行い、決算の適正な実施に努める。

(2) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成 28 年度の決算において、医療未収金の貸倒損失額の計上を誤っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。指導事項については、元データの計算式を修正し、計上誤りの原因を解消するとともに、平成 29 年度中の会計処理において貸倒損失額の修正を行った。 今後は、元データの計算結果のチェックを複数職員で行い、適正な処理に努める。
医療福祉連携推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	資金管理事務において、公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程で定められた資金管理計画が作成されていないから、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。予備監査後、当該年度(平成 29 年度)の資金管理計画書を早急に作成し、財務管理対策会議(平成 29 年 11 月 14 日)に諮り、理事長の承認を得た。その後、計画に基づき普通預金にある流動性資金を短期運用するため、期日指定の定期預金として運用を開始した。 今後は、資金管理計画が未

作成とならないよう毎年度末に財務管理対策会議を開催し、次年度の資金管理計画を審議することを決定した。

補助金等交付団体 所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
高齢福祉課	社会福祉法人喜望会(岐阜県地域密着型サービス等整備補助金)	岐阜県地域密着型サービス等整備補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより、補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。今回の調計上については、補助対象外であるジョウナステイの備品を誤って補助対象として計上したものであるため、以後の事務処理については、事務処理担当者と確認者の2名での相互チェックを徹底し、再発防止に努めることとした。
障害福祉課	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会(岐阜県心身障害がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国際障害者スポーツ大会等補助金))	岐阜県心身障害がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、概算私により 26,693,000 円を受給した後、補助事業の大幅な縮小に伴い経費の支出見込みが無くなったにもかかわらず、17,302,000 円を追加で請求し、精算時に同額を超える 18,667,960 円を返還していたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。交付要綱等関係通知をよく確認し、補助事業の執行状況について十分に確認した上で、算出根拠を明らかにする書類を添付し、概算私請求を行う。 また、複数の職員で確認することにより、適正な事務処理を行う。

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
新産業・エネルギー振興課	株式会社三和サービス(岐阜県科学技術振興センター)	第三者に委託していた警備業務について確認したところ、契約期間が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの契約書しか確認できず、平成 26 年度以降は契約書を作成しないまま同一業者に委託していた。 契約書は委託業務の範囲、委託料等を確定する重要な書類であるため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、指定管理者から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 平成 30 年度に年間契約を行う全ての委託業務について、遺漏なく契約書を作成し受託者と契約を締結した。 今後は、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努める。

(3) 団体監査結果(検討事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療福祉連携推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	学生が加入する損害保険料の取扱いについて確認したところ、入学手続時に学生全員から複数年分の損害保険料を一括して法人会計外の口座に納付されており、当該口座で発生した利息とともに学務課内で保管しているが、管理方法や管理責任者が定められていなかった。 法人会計外での金銭の収受は、適切な管理がされない場合、紛失、盗難、使途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、当該損害保険料について、今後の管理方法等を検討されたい。	検討事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。平成29年12月に法人名義の保険金入金専用口座を開設した。平成30年度以降は、本学の合格者に対し入学金及び授業料とともに保険料も法人が管理する口座に入金してもらい、法人会計内での取扱いに変更し、経理処理を行う。保険金入金専用口座から毎年当該年度入学者全員の4年分を一括して保険運営主体の預り金口座へ支払をする。その後は、毎年1年分毎の全学生名簿を提出し、保険運営主体から受給者へ直接支払を行う。 なお、法人会計外口座で過去に発生した利息については、岐阜県立看護大学後援会の会計で受入れ処理をするにとする。

(4) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置
補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
障害福祉課	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 (岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)(全国障害者スポーツ大会等補助金))	岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、次のとおり不適切な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 補助事業者から提出された実績報告書の確認を十分に行わず額の確定を行ったことにより、371,000円を過大交付していた。 2 必要がないにもかかわらず17,302,000円を追加で	1 過大に交付していた補助金371,000円については、平成30年3月23日に県へ納付されたことを確認した。 本事案は二重交付となっていたため、実績報告書の審査及び確認にあたっては、県以外の収入を会計処理に注意する項目とした上で、複数の職員で十分確認すること等により適正な事務処理を行う。 2 今後は、概算私においては、請求額の算出根拠を明

交付したことにより、精算時に同額を超える18,667,960円の戻入が生じていた。

らかにする書類を添付してもらったこととし、根拠資料との整合性を複数名の職員で十分確認すること等により、適正な事務処理を行う。

(5) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置
補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
高齢福祉課	社会福祉法人喜望会 (岐阜県地域密着型サービス等整備補助成事業費等補助金)	社会福祉法人喜望会に対する岐阜県地域密着型サービス等整備補助成事業費等補助金において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となり、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	補助事業者が県へ実績報告を提出する際には、補助の対象が対象外かを明記させ、算定に誤りが無いかを確認した上で県に提出させることを徹底し、今後、県が行う実地検査を複数名で実施することにより、適正な事務処理を行う。

公 示

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（基準点改測）

三 作業期間

平成三十年六月十一日から
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

土岐市

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（水準測量）

三 作業期間

平成三十年六月十一日から
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八
郡安八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成三十年六月一日から
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

本県市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規
定により公示する。

平成三十年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
下池東部	平成三〇・三・三	理事	伊藤秋弘	海津市南濃町駒野 八六六番地二
土地改良	三〇・三・三	同	加藤清美	同 上野河戸 九一九番地
		同	大倉金次	同 津屋 二七七二番地三
		同	日比保二	同 戸田 八九二番地
		同	伊藤浩	同 羽沢 三四六番地一
		同	高木義光	同 庭田 一三五番地
		同	菱田秋義	同 養老郡養老町釜段 七八七番地
		監事	伊藤正男	同 瑞穂 七七五番地
		同	石原芳美	同 海津市南濃町奥条 三七九番地

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
下池東部	平成三〇・四・一	理事	伊藤秋弘	海津市南濃町駒野 八六六番地二
土地改良	三〇・四・一	同	加藤清美	同 上野河戸 九一九番地
		同	大倉金次	同 津屋 二七七二番地三
		同	日比保二	同 戸田 八九二番地
		同	伊藤浩	同 羽沢 三四六番地一
		同	高木義光	同 庭田 一三五番地
		同	加藤清美	同 養老郡養老町釜段 七八七番地
		監事	伊藤正男	同 瑞穂 七七五番地
		同	岡田篤史	同 海津市南濃町奥条 一〇〇番地

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
下池東部	平成三〇・四・一	理事	伊藤秋弘	海津市南濃町駒野 八六六番地二
土地改良	三〇・四・一	同	加藤清美	同 上野河戸 九一九番地
		同	大倉金次	同 津屋 二七七二番地三
		同	日比保二	同 戸田 八九二番地
		同	伊藤浩	同 羽沢 三四六番地一
		同	高木義光	同 庭田 一三五番地
		同	加藤清美	同 養老郡養老町釜段 七八七番地
		監事	伊藤正男	同 瑞穂 七七五番地
		同	岡田篤史	同 海津市南濃町奥条 一〇〇番地

平成三十年六月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社